

伊豆市建設工事等指名競争入札参加者の格付及び選定要領

平成21年3月31日

伊豆市告示第39号

改正 平成21年5月28日 伊豆市告示第71号

改正 平成28年6月2日 伊豆市告示第103号

改正 平成30年12月28日 伊豆市告示第225号

改正 令和2年11月5日 伊豆市告示第209号

(目的)

第1条 この告示は、伊豆市契約事務規則（平成16年伊豆市規則第51号。以下「規則」という。）第35条に規定する審査格付基準並びに業者の審査及び格付けについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(格付の方法)

第2条 この告示による建設工事等の競争入札参加者の格付けは、規則第35条第1項の指名業者登録名簿に登録された者（以下「登録者」という。）のうち、市内に事業所又は支店等営業所（いずれも経営事項審査を受けた建設業の許可を有するもの）を置く者に適用し、建設工事等の種類ごとに格付する者とする。ただし、登録者が少ない建設工事等については、格付を行わないことができるものとする。

2 前項の規定により格付する建設工事は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び水道施設工事とする。

3 格付を受けようとする者が受けた建設業法第27条の23第1項に規定する審査（以下「経営事項審査」という。）の経営規模等評価結果通知書総合評定通知書（以下「通知書」という。）の総合評定値に次項第1号から第5号までに定める数値（以下「主観的数値」という。）を加え、又は減じた数値（以下「総合数値」という。）に基づき、別表第1の総合数値の欄に掲げる区分に応じ、当該等級の欄に定める等級に格付するものとする。

4 主観的数値は次の各号に掲げる場合においてそれぞれ定める点数とする。

(1) 工事成績 格付実施の前2年以内（暦年を単位とする。）に完成した本市発注の工事（130万円を超える工事）を評価対象（2以上の工事の平均点を工事成績点とし、2工事未満については評価しない。）とし、次式により得た点数を加点する。

$$\text{得点} = \text{総合評定値 (P)} \times D / 100$$

D：工事成績の数値は、次の表による。

工 事 成 績	74点 以上	73点	72点	71点	70点	69点	68点	67点	66点	65点	64点 以下
数 値	+5	+4	+3	+2	+1	0	-1	-2	-3	-4	-5

(2) ISO等認証取得 ISO又はエコアクション21等の認証取得に付き各10点を加点する。

(3) 災害協定の締結 本市と災害協定を締結、または災害協定を締結している業者団体に加盟している場合は、10点を加点する。

- (4) 障害者の雇用状況 18歳以上で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を交付されている者（以下「身障者等」という。）を 1人以上常時雇用している場合は、10点を加算する。
- (5) 入札参加停止の状況 伊豆市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（令和元年伊豆市告示第66号）に基づき格付の実施の日の前日までの2年間に1事案で6ヶ月以上の入札参加停止を受けた場合は、10点を減じるものとする。

5 建設共同企業体の総合得点数は、次の方式による。

総合点数＝総合評定値×（1+D/100）+ {前項第2号から第5号までの和}

総合評定値＝0.35X1+0.1X2+0.2Y+0.2Z+0.15W

X1 年間平均完成工事高（各構成員の和）の評点

X2 自己資本額（各構成員の和）、職員（各構成員の和）の評点

Y 経営状況分析（各構成員の和）の評点

Z 技術力（各構成員の和）の評点

W その他の審査項目（各構成員の平均値）の評点

（新規登録）

第3条 前条の規定にかかわらず、新たに指名競争入札参加資格者名簿に登録された者（以下「新規登録者」という。）の格付は、別表等級の欄の最下位の等級とし、登録後2年目の者及び前年度に格付を行っていない者（新規登録者を除く。）の格付は、前条の規定により格付した等級の1つ下位の等級とする。ただし、前条の規定により格付した等級が最下位の等級のときは、当該等級とする。

（格付けの有効期間）

第4条 格付けの有効期間は、2年間とする。ただし、有効期間内であっても、有資格者であった者が格付けに必要な資格に定める要件を具備しなくなったときは、当該格付けた等級の直近下位の等級に格付する。

（入札参加者の選定）

第5条 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及び水道施設工事の指名競争入札参加者の選定は、それぞれ別表第2に掲げる工事の種類ごとの設計金額の区分に応じ、同表左欄に掲げる等級に格付けされた者のうち、地域的条件、工事手持量、工事経歴、技術者数、市が指定する有資格者数、経営内容等を勘案して行うものとする。

2 指名競争入札における入札参加者の指名数は、別表第3の左欄に掲げる設計金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる指名数とする。ただし、市内に本店を有する登録者が契約履行できる場合その他市長が特に必要と認める場合は、当該指名者数を減ずる事ができる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認める場合には、第1項の表の設計金額の区分に対応する等級の直近上位等級から直近下位等級までに格付された者から選定することができる。

ただし、災害復旧工事にあつては上位等級を含めて選定できるものとする。

4 指名競争入札を行う建設工事の種類ごとの内容は、別表第4の左欄に掲げる工事の種類に応じ、同表の右欄に掲げる内容とする。

（その他の指名競争入札参加者の選定）

第6条 役務の提供及び測量、建設コンサルタント業務に係る指名競争入札の参加者の選定は、登録者のうちから地域的条件、業務経歴、資格取得者数、経営内容等を勘案して行うものとする。この場合において、参加資格の登録基準日の前2年以上の業務経歴のある者から選定するものとする。

2 前項の指名競争入札における入札参加者の選定業者数は、前条第2項の規定を準用する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、建設工事等指名入札参加者の格付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行し、同日以後の建設工事等の指名競争入札参加資格の格付け及び選定に適用する。

附 則 (平成21年伊豆市告示第71号)

この告示は、平成21年6月1日から施行し、同日以後の建設工事等の指名競争入札参加資格の格付け及び選定に適用する。

附 則 (平成28年伊豆市告示第103号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年伊豆市告示第225号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年伊豆市告示第209号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

工種 等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	水道施設工事
A	800点以上	800点以上	800点以上	800点以上	800点以上
B	700点以上 800点未満	700点以上 800点未満	500点以上 800点未満	650点以上 800点未満	650点以上 800点未満
C	500点以上 700点未満	500点以上 700点未満	500点未満	650点未満	650点未満
D	500点未満	500点未満			

上表の等級に必要な資格の要件は、それぞれ次の表の等級及び工事の種類区分ごと定める資格取得者数を従事させる者とする。

工種 等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	水道施設工事
A	特定建設業の許可 1級技術者2人以上	特定建設業の許可 1級技術者2人以上	1級技術者2人以上 第1種電気工事士2人以上	1級技術者2人以上又は、1級技能士（配管）2人以上	1級技術者2人以上又は、1級技能士（配管）2人以上
B	1級技術者1人以上	2級技術者2人以上	2級以上の技術者2人以上 第1種電気工事士1人以上	2級以上の技術者1名以上、又は2級以上技能士（配管）1人以上	2級以上の技術者1名以上、又は2級以上技能士（配管）1人以上

備考

- 「1級技術者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第15条第2号イに該当する者又はハの規定により認定された者（建築一式工事にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士）をいう。
- 「2級技術者」とは、法第7条第2号イ又はロに該当する者又はハの規定により認定された者（建築一式工事にあつては、建築士法による2級建築士）をいう。

別表第2（第5条第1項関係）

工種 等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	水道施設工事
A	500万円以上	500万円以上	500万円以上	500万円以上	500万円以上
B	300万円以上 5,000万円未満	4,000万円未満	2,000万円未満	3,000万円未満	3,000万円未満
C	1,000万円未満	1,500万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満
D	500万円未満	500万円未満			

別表第3（第5条第2項関係）

設計金額の区分	指名者数
5,000万円以上	8社以上
500万円以上5,000万円未満	6社以上
500万円未満	5社以上

別表第4（第5条第4項関係）

建設工事の種類	建設工事の内容	
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	道路工事（工事の内容により土木一式工事に該当しない工事を除く。以下本欄において同じ。）、ずいどう工事、河川工事、橋りょう工事、湾岸工事、砂防工事、街路工事、土地区画整理工事、上下水道工事（公道下の工事）、ほ場整備工事、かんがい排水工事、ダム建設工事、治山工事、造園工事
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	住宅、学校、体育館、病院又は庁舎等の建築工事（工事の内容により建築一式工事に該当しない工事を除く。）
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、屋内電気設備等の電気工作物を建設する工事	発電設備工事、送配電気工事、引込線工事、変電設備工事、屋内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事

管 工 事	<p>冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための施設を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事</p>	<p>ガス管配管工事、給排水工事、給湯設備工事、冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ダクト工事、管内更正工事</p>
水道施設工事	<p>上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事 又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事</p>	<p>取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事</p>